○○町会（自治会）規約（サンプル）

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は，区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

　（名称）

第２条　本会は，○○町会（自治会）と称する。

　（区域）

第３条　本会の区域は，函館市○○町△丁目×番□号から××番□□号までの区域とする。

　（主たる事務所の所在地）

第４条　本会の主たる事務所は，函館市○○町△丁目×番□号に置く。

　（事業）

第５条　本会は第１条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

(2) 専門部活動に関すること。

(3) 会員相互および会内外の各種団体との連絡調整に関すること。

(4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関すること。

(5) 所有する資産および委託を受けた施設の管理および運営に関すること。

(6) 地域の将来計画の研究に関すること。

(7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第２章　会員

　（会員）

第６条　本会は，第３条に定める区域に住所を有する全ての個人が会員となることができる。

（会費）

第７条　会員は，総会において別に定める会費を納入しなければならない。

　（入会）

第８条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は，○○に定める入会申込書を××に提出しなければならない。

２　本会は，前項の入会申込みがあった場合には，正当な理由なくこれを拒んではならない。

　（退会等）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

　(1) 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　(2) 本人により○○に定める退会届が××に提出された場合

２　会員が死亡し，または失踪宣告を受けたときは，その資格を喪失する。

第３章　組織

　（専門部の設置）

第１０条　本会に，第５条の事業の円滑な運営をはかるため，次の専門部を設置する。

　(1)総務部　　(2)交通部　　(3)防犯部　　(4)街灯部　　(5)保健福祉部

　(6)環境部　　(7)青少年育成部　　(8)防災部　　(9)女性部　　(10)○○部

２　専門部には部長を置くものとし，必要に応じ副部長等を置くことができる。

第４章　役員

　（役員の種別）

第１１条　本会に，次の役員を置く。

(1) 会長　　　　　　　　　　　　　　　１人

(2) 副会長　　　　　　　　　　　　　　○人

(3) 各専門部長　　　　　　　　　　　　○人

(4) その他の役員（会計や書記など）　　○人

(5) 監事　　　　　　　　　　　　　　　○人

（役員の選任）

第１２条　役員は，総会において，会員の中から選任する。

２　監事と会長，副会長，各専門部長およびその他の役員は，相互に兼ねることはできない。

　（役員の職務）

第１３条　会長は，本会を代表し，会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名した順序によって，その職務を代行する。

３　各専門部長は，それぞれの部の会務を行う。

４　監事は，次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。

(2) 会長，副会長，各専門部長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは，総会の招集を請求すること。

　（役員の任期）

第１４条　役員の任期は，○年とする。ただし，再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　役員は，辞任または任期満了の後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

　（役員等の報酬）

第１５条　役員等の報酬は，次のとおりとする。

　(1) 会長　　月額○，○○○円

　(2) 副会長　月額○，○○○円

　(3) △△△　月額○，○○○円

第５章　総会

　（総会の種別）

第１６条　本会の総会は，通常総会および臨時総会の２種とする。

　（総会の構成）

第１７条　総会は，会員をもって構成する。

　（総会の権能）

第１８条　総会は，この規約に定めるもののほか，本会の運営に関する重要な事項を議決する。

　（総会の開催）

第１９条　通常総会は，毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

２　臨時総会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の○分の△以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第１３条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第２０条　総会は，会長が招集する。

２　会長は，前条第２項第２号および第３号の規定による請求があったときは，その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは，会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して，開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第２１条　総会の議長は，その総会において，出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２２条　総会は，総会員の○分の△以上の出席がなければ，開会することができない。

　（総会の議決）

第２３条　総会の議事は，この規約に定めるもののほか，出席した会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

　（会員の表決権）

第２４条　会員は，総会において，各々１箇の表決権を有する。

　（総会の書面表決等）

第２５条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は，あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し，または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第２２条および第２３条の規定の適用については，その会員は出席したものとみなす。

　（総会の議事録）

第２６条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数および出席者数（書面および電磁的方法による表決者ならびに表決委任者を含む）

(3) 開催目的，審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には，議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名または記名押印をしなければならない。

　　　第６章　役員会

　（役員会の構成）

第２７条　役員会は，監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の権能）

第２８条　役員会は，この規約で別に定めるもののほか，次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　（役員会の招集等）

第２９条　役員会は，会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は，役員の○分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは，その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を収集するときは，会議の日時，場所，目的および審議事項を記載した書面をもって，少なくとも○日前までに通知しなければならない。

　（役員会の議長）

第３０条　役員会の議長は，会長がこれに当たる。

　（役員会の定足数等）

第３１条　役員会には，第２２条，第２３条，第２５条および第２６条の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と，「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　　　第７章　資産および会計

　（資産の構成）

第３２条　本会の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

　（資産の管理）

第３３条　本会の資産は，会長が管理し，その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

第３４条　本会の資産で第３２条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し，または担保に供する場合には，総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３５条　本会の経費は，資産をもって支弁する。

　（事業計画および予算）

第３６条　本会の事業計画および予算は，会長が作成し，毎会計年度開始前に，総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

２　前項の規定にかかわらず，年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には，会長は，総会において予算が議決される日までの間は，前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

　（事業報告および決算）

第３７条　本会の事業報告および決算は，会長が事業報告書，収支計算書，財産目録等として作成し，監事の監査を受け，毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

　（会計年度）

第３８条　本会の会計年度は，毎年○月○日に始まり，△月△日に終わる。

　　　第８章　規約の変更および解散

　（規約の変更）

第３９条　この規約は，総会において総会員の○分の△以上の議決を得，かつ，函館市長の認可を受けなければ変更することはできない。

　（解散）

第４０条　本会は，地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は，総会員の○分の△以上の承諾を得なければならない。

　（残余財産の処分）

第４１条　本会の解散のときに有する残余財産は，総会において総会員の○分の△以上の議決を得て，本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

　　　第９章　雑則

　（個人情報保護の取り扱い）

第４２条　本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得，利用，提供および管理については，「個人情報取扱方法」に定め，適正に運用するものとする。

　（備付け帳簿および書類）

第４３条　本会の主たる事務所には，規約，会員名簿，認可および登記等に関する書類，総会および役員会の議事録，収支に関する帳簿，財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

　（委任）

第４４条　この規約の施行に関し必要な事項は，総会の議決を経て，○○が別に定める。

　　　附　則

　この規約は，○○年○○月○○日から施行する。